

箱根町鳥獣被害防止マニュアル



町内で捕獲されたイノシシ

令和2年7月
箱根町

はじめに

このマニュアルは、町民、町内事業者、そして箱根での暮らしを考えている皆さまに、町内での鳥獣被害の現状と、被害防止対策についてまとめたものです。

鳥獣被害にはいろいろな要因があり、被害防止のためには、町などによる加害個体の捕獲に加え、町民の皆さまたちも含めた、総合的で効果的な対策が不可欠となります。

本書を通じて、町内の被害防止対策が進み、鳥獣被害の軽減、そして効果的な有害鳥獣の捕獲が行われれば幸いです。

目次

はじめに	2
目次	3
1 箱根町の鳥獣被害の現状	4
2 被害対策	5
(1) 環境整備	5
(2) 有害鳥獣捕獲	7
3 よくあるご意見、ご質問	9
参考 イノシシの被害にあわないために	10

1 箱根町の鳥獣被害の現状

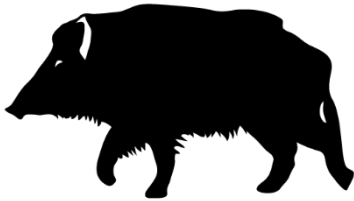
箱根町の鳥獣による被害は、主に畑などの農作物被害と、庭園の芝生、庭木の損傷、地面の掘り返しなどの生活被害があります。

箱根町は近隣市町と比べ、農業被害は少ない傾向にありますが、比較的敷地が広く、事業所も多いことから、生活被害の規模が大きくなっています。

生活被害額に係る集計はありませんが、町への被害相談は、年間 200～250 件ほどあり、また全地域に及んでいます。

町内で被害が発生する主な鳥獣

1 イノシシ

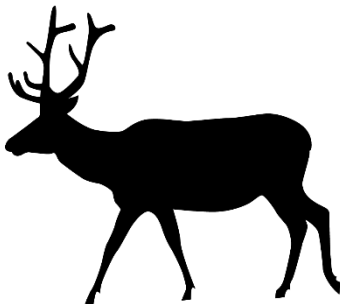


芝生の掘り返しや石垣の崩落、ごみステーションのごみを荒らすほか、人里に出没し、恐怖を与えることがあります。

町内全域で生息が確認され、最も被害相談が多くなっています。

※ イノシシの被害を減らすための方法は、10 ページをご覧ください。

2 シカ



庭園の草花への食害や、植栽された若木の折害、ゴルフ場の芝生への害があります。

ゴルフ場のほか、山間の地域での被害が中心となっています。

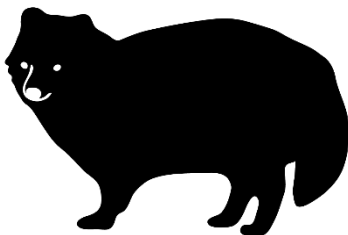
3 サル



ミカンなどの柑橘系作物への農業被害のほか、開いている窓からの人家侵入などの生活被害があります。

小田原市内から湯本地域に生息していますが、近年では生息数が減少し、被害も減少傾向にあります。

4 タヌキ、ハクビシン、アナグマ



軒下などから人家に侵入し糞害等を発生させます。ハクビシンは屋根の隙間などからも侵入します。

2 被害対策

被害を減らすためには、なぜ被害が発生しているかを考える必要があります。発生場所やその近くに鳥獣のエサ場や隠れ家があると、いつまでも被害を減らすことはできません。

(1) 環境整備

被害を減らすためには、鳥獣が来ないような環境づくりが必要です。一人ひとりの対策も重要ですが、個人でできることは限界があります。継続的な対策のためにも、集落全体での対応、追払いを行っていきましょう。次の3つの項目が特に重要な対策になります。

✓ 草の刈込

鳥獣は、人目につきにくいところを好みます。隠れる場所がなくなり見通しが良くなれば、鳥獣のほうから嫌がり離れていきます。敷地の草木が繁茂しないように、適切な管理を行いましょ。

近くに藪があると、鳥獣の住処になることがあります。

✓ 食べ物になるものを放置しない（エサ場をなくす）

- 1 鳥獣が人里に出没するのは、食べ物を求めるからです。生ごみなどを外に放置しておくことはやめましょ。鳥獣はエサがある場所を認識すると、何度も出没します。また、新たなエサ場とならないように、ごみ出しのルールを守りましょ。

鳥獣を呼び寄せる例

- 時間を守らない深夜のごみ出し
- 洗わずににおいが残った缶やビンのごみ出し
- きちんと分別しないごみ出し（ルール違反ごみは、その場では回収しません）



夜間に出されたごみを荒らすイノシシ

- 2 放棄果樹があると様々な鳥獣を呼び寄せてしまいます。きちんと管理をするか、収穫の見込みがなければ、木の伐採も検討ましょ。また、竹林があると、タケノコを求めて鳥獣が出没します。特に春先は注意ましょ。

✓ 敷地を囲う

鳥獣被害防止に最も効果的なのは、物理的な防衛策をとることです。可能ならば敷地全体を、難しい場合は最も被害を防ぎたい一部でも柵を設置することで、エサ場をなくし、継続的な被害を防ぐことにもつながります。

箱根町では現在鳥獣被害防止柵を設置する方に対して補助金を交付しています。詳細はお問い合わせください。

柵の種類

柵の種類 (対象鳥獣)	説明	メリット	デメリット
電気柵 (対象に応じて電線の高さを変える。網を登るサルやハクビシンにも有効)	電気ショックにより鳥獣の侵入を防ぐものです。電気事業法により設置方法が定められており、設置には定められた基準を満たす必要があります。	一度設置すれば、定期的な点検を行うことで継続した効果が見込まれます。柵を登って侵入する鳥獣に対しても効果があります。	他の柵と比べて定期的な見回りが必要になります。草が伸びると漏電し侵入防止効果が低下します。鳥獣の種類に応じて電線の高さを変える必要があります。
金網柵・ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ、シカ等)	金属による柵のことで、ワイヤーメッシュは、鉄線を十字に溶接させた金網のことです。	丈夫なため他の柵と比べて、設置後の手間がかかりません。	費用が比較的高額です。設置方法が正しくないと、地面と柵の間から侵入されることがあります。
トタン柵 (小動物等)	トタンを用いて侵入経路を塞ぐだけでなく、視覚的にも遮断するものです。主にほかの柵と複合して設置します。	費用が比較的安価です。視覚を遮断し、エサを気付かせないようにできます。	耐久性がほかの柵と比べて低くなります。トタンはそれほど高さがないため、シカなどの大型鳥獣には効果がありません。
ネット柵 (鳥類等)	主に化学繊維製のネット状の柵のことです。	費用が安価です。	ネット柵は主に鳥類の侵入を防止するものなので、ハクビシンやイノシシなどの獣の場合は、ネットを切られ侵入されるおそれがあります。めくられないように、地面との接面を固定する必要があります。

なお、合成繊維のテープを敷地に囲うほか、音や光、超音波を放つ製品を設置すると効果的だという意見もあります。鳥獣は臆病な性格が多いため、設置した当初は警戒し来なくなることがあります。しかしながら危害がないとわかれば、鳥獣は侵入してきますので、継続的に侵入を阻止するためには、柵の設置が必要となります。鳥獣の嫌がるにおいを発する忌避剤も同様です。

(2) 有害鳥獣捕獲

これまで記載してきた対策を行っても、それでも鳥獣被害が発生する場合は、わなの設置を行い、捕獲を試みます。

効果的な捕獲の実施のため、皆さまにおかれましても、柵の設置などの被害防止対策をお願いします。

[?] なぜ被害防止対策を行ってから捕獲を行うほうがいいのか。

町で設置するわなは、エサで誘引も行いますが、基本的には侵入経路を特定して設置するものです。柵等で囲われてなければ、侵入経路が特定できず、効果的な捕獲を行うことができません。

また、被害にあったということは、その土地に鳥獣にとっての食べ物があり、それを求めてきたことが考えられます。周りにいくらでも食べ物がある状況ならば、わなに入る可能性が低くなります。

さらに、被害を及ぼす個体は1頭とは限りません。わなを設置して捕獲、または被害の減少が一時的に起きたとしても、被害防止対策を行わなければ、エサがある限りいずれ他の個体が来ることが考えられます。

I わなの設置依頼について

箱根町内は、ほぼ全域が鳥獣保護区や特別保護地区に指定されていることから、原則として狩猟はできません。しかしながら、生活被害や農業被害を防止するためのやむを得ない捕獲については、鳥獣の捕獲及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき許可を得たうえで行うことができます。わな免許を取得し、捕獲許可を得た町職員が、猟友会の協力のもとで、わなの設置による捕獲を行います。

設置可能なわなは、箱わな又はくくりわなとなります。

①環境課に連絡

環境課にご連絡いただき、お名前、連絡先、被害場所の所在地をお伝えください。町で設置しているわなは、すべて他の被害個所に設置していることが多いため、すぐに設置できるわけではありません。

また、鳥獣被害は町内全域で発生していることから、通報が相次いでいる場合は、順番にわなを設置するため、お待ちいただくことがあります。

②現場確認

わなの準備ができましたら、現場確認を行ったうえで、わなを設置します。原則として直近の状況を確認するため、現場確認とわなの設置を同時に行っています。すぐに現場を見てほしいとのご要望も理解できますが、わなの準備までお待ちください。

③設置後の見回り、点検

設置後の点検や箱わなの中へのエサやりは、基本的に町職員が行いますが、依頼者の方にも異常がないか点検を行っていただいています。わなに異常がある場合などは、町へご連絡ください。

④設置期間

設置期間は1か月程度となります。捕獲の有無にかかわらず、期間終了後には他の場所に移動するため、わなを撤去します。

II 有害鳥獣の捕獲を行うには

7ページに記載したとおり、箱根町内は、ほぼ全域が鳥獣保護区や特別保護地区に指定されていることから、原則として狩猟はできません。そのため町内で行う捕獲は、有害鳥獣被害防止のものに限られています。

町内で捕獲を行うためには

鳥獣捕獲を行うためには、狩猟免許を取得する必要があります。また、鳥獣の種類に応じて、自治体の許可を得る必要もあるため、狩猟免許を持っているだけでは町内で捕獲をすることができません。

許可者 イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマなど 箱根町
シカ、サルなど 神奈川県

箱根町では現在狩猟免許(わな免許又は第1種銃猟免許)を取得した方に対して補助金を交付しています。詳細はお問い合わせください。

①捕獲許可申請

申請には、申請書に加え、狩猟免状の写しや設置するわなの写真、被害現場写真などが必要になります。また、土地所有者から依頼されるなど、他人の土地で捕獲を行う場合は、土地所有者からの依頼書を併せて提出していただきます。また、捕獲後の止め刺しを行うことができることも条件となっています。提出後、町職員による現場確認などの審査を行い、許可すべきと判断した場合は、許可証を発行します。

なお、銃器による捕獲は、町の有害鳥獣捕獲委託業者を除き許可していません(わなにかかった鳥獣の処理に使う場合を除く)。

②わなの設置

わなは所有地または依頼された土地にのみ設置することができます。

③許可証の返納

捕獲許可期間が満了したときは、報告書の提出とともに、許可証を返納していただきます。被害が継続している場合は、再度申請をお願いします。

3 よくあるご意見、ご質問

[Q] わなは現在何箇所設置していますか。

[A] 町で設置しているわなの数は、時期により数は異なりますが、概ね 25 箇所程度設置しています。なお、一部のわなを除き、被害状況に応じて移動させています。また、これらとは別に、猟友会においてもわなを設置しています。

[Q] 町の広さに比べわなの数が少なすぎる。もっと数を増やすべきだ。

[A] 町で設置しているわなは、被害件数の増加に伴い段々と増設してきているものです。わなは設置して終わりではなく、わなにかかった状態で放置しないために、見回り等管理できる数以下にすることが定められています。わな監視装置などの導入により、点検の手間を減らしてきてはいますが、箱わなへのエサやりなど、省略できない作業もあり、これ以上のわなの増設は難しい状況となっています。

[Q] 町で捕獲された鳥獣をジビエとして利用はしないのですか。

[A] 近隣自治体では、有害鳥獣捕獲として捕獲された個体がジビエとして利用されていることがあります。

しかしながらジビエとして利用する場合、迅速に鳥獣の処理を行う必要があります。町内では山間部での捕獲が多く、迅速に解体施設に持ち込むことが難しいことから、現在のところ町内で捕獲された鳥獣は、ジビエとしての利用は行っていません。

ただし、かつてジビエ処理を行う移動車両が民間企業において検討されたことがあることから、今後も引き続き情報収集を行っていきます。

参考 イノシシの被害にあわないために（町ホームページから抜粋）

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシのほうから逃げるので慌てる必要はありませんが、興奮していたり、発情期（晩秋～冬）や分娩後（春～初夏）で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合には注意が必要です。

怪我や事故を防ぐために

イノシシによる怪我や事故を防ぐために、次のことを守りましょう。

1 近づかないこと

何もしてこない場合は、近寄らず放っておいてください。しばらくするとイノシシは場所を移動します。

2 ゆっくりと静かに移動すること

近づいてきた場合は、ゆっくりと後ずさりしてください。大声を出したり、急に動くなど刺激を与えるとイノシシが驚いて思わぬ事故につながるおそれがあります。

3 エサになりそうなものを体から遠ざけること

イノシシは、嗅覚に優れているため、持っている食べ物のニオイを嗅ぎつけて近寄ってくる場合があります。この場合には速やかに食べ物を体から離して、ゆっくりとその場を離れてください。

4 刺激しないこと

イノシシを追い掛け回すのは絶対にやめてください。興奮して周りの人を襲うなど大きな事故につながるおそれがあります。

近づいて写真を撮る、エサを与えるなどの行為は、周りの人も含めた重大な事故が発生することがありますので、絶対にやめてください。

興奮状態：牙を鳴らして音を出している、毛を逆立てている、慌ただしく走り回っている、地面を足で引っかいているときなどです。

イノシシの出没を減らすために

現在箱根町内においても、人里での野生動物による被害が問題となっています。

その大きな要因の一つとして、野生動物にエサを与えたり、意図せずゴミなどを放置することで、野生動物がそれらの食べ物に依存してしまい餌付け状態となり、その結果人里に出没し、被害が発生していることが考えられます。

イノシシなどにエサを与えない環境を作るために、次のことを守りましょう。

1 野生動物にエサを与えないこと

野生動物にエサを与えるのは絶対にやめてください。

また、野良猫などにあげたエサを放置することで、イノシシが住み着いていることがあ ります。

2 ごみ出しのルールを守ること

ごみを前日や夜間に出すことで、イノシシがごみを荒らし、また、食べ物があると学習し何度も出没することになります。

ごみ出しのルールを守る、頑丈な収集容器を確保するなど、適切にごみ処理を心がけてください。

・参考文献

福井県 鳥獣害対策マニュアル

農林水産省 改訂版 野生鳥獣被害防止マニュアル イノシシ・シカ・サル 実践編
(株)農文協プロダクション 野生鳥獣被害防止マニュアル ー総合対策編ー

・イラスト

シルエットAC

箱根町鳥獣被害防止マニュアル

発行 令和2年7月

問い合わせ先

箱根町環境整備部環境課

〒250-0398

神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

TEL 0460-85-9565

FAX 0460-85-6814

Mail web_kankyous@town.hakone.kanagawa.jp